

金融上の行政処分について（新旧対照表）

旧	新
<p data-bbox="152 368 412 403">○ 行政処分の基準</p> <p data-bbox="174 432 1090 504">1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のよう な点を検証することとしている。</p> <p data-bbox="212 552 362 587">①・②（略）</p> <p data-bbox="212 632 362 667">③軽減事由</p> <p data-bbox="264 671 1090 783">以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主 的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった 軽減事由があるか。</p> <p data-bbox="159 954 275 989">2.（略）</p>	<p data-bbox="1108 368 1368 403">○ 行政処分の基準</p> <p data-bbox="1131 432 2042 504">1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のよう な点を検証することとしている。</p> <p data-bbox="1169 552 1319 587">①・②（略）</p> <p data-bbox="1169 632 1319 667">③軽減事由</p> <p data-bbox="1220 671 2047 783">以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主 的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった 軽減事由があるか。</p> <p data-bbox="1220 791 2047 903"><u>特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づ き、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮 するものとする。</u></p> <p data-bbox="1115 954 1232 989">2.（略）</p>